

島根県では東日本大震災被災者支援のために 避難者を雇用する農業法人等を求めています。

島根県内での農業への短期・長期の就業を希望される方を県内農業法人等で雇用するための人件費助成を行います。

【事業概要】

- ・各農業法人等は、県からの研修委託事業を受託し、東日本大震災で被災した失業者を雇用し、テーマを定め実地研修を行う。

テーマ例：野菜・水稻栽培技術の習得 等

【募集する法人等】 県内の認定農業者、農業法人等の経営体

【委託期間】 平成24年3月31日まで

(委託期間後においても雇用いただくことも可能です。)

【委託金額】

- ・各法人等が雇用した被災者の人件費（各法人等の社内規定等に基づき支給する賃金等の額）と研修費（研修指導者の人件費やテキスト代等）の合計額とする。
(ただし、人件費：191,400円/月、研修費：30,000円/月を上限とする額(税抜き)とし、人件費は賃金及び各種手当のほか、事業主負担分の共済費等も含む。)

【委託要件】

- ・東日本大震災で被災した失業者（9県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた方で休職中の者）を新規に雇用すること。
- ・新規雇用する予定の労働者の募集にあたっては、ハローワーク等での求人申込により行うこと。（雇用していただく被災者の方との調整は、県・JA・農業振興公社就農プランナーで行います。）
- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等の社会保険は法令に従い加入すること。
- ・その他詳細については、雇用が可能な法人等の皆様に別途お知らせします。

詳しくは、**県農業経営課までお問い合わせください。**

【問い合わせ先】島根県農林水産部 農業経営課 担い手育成グループ

t e l : 0 8 5 2 - 2 2 - 5 3 9 4、5 3 9 5

f a x : 0 8 5 2 - 2 2 - 5 9 6 8

e-mail : nogyo-keiei@pref.shimane.lg.jp